

## 三戸町水洗便所改造等工事支援制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三戸町公共下水道条例（平成21年三戸町条例第13号。以下「条例」という。）第20条の規定により町が行う公共下水道の利用の促進を図るための措置（以下「支援」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (支援の種類及び対象)

第3条 町は、次の支援を行うものとする。

- (1) 町と町が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）が定めた制度により借り入れた借入金に対する利子の補給（以下「利子補給制度」という。）
  - (2) 助成金の交付（以下「助成金制度」という。）
- 2 支援の対象者は、次の要件を備えている個人とする。
- (1) 建築物を所有し、又は前条の工事について所有者の同意を得ていること。
  - (2) 町税及び三戸町都市計画下水道受益者負担に関する条例（平成21年三戸町条例第14号）の負担金を滞納していないこと。

### (利子補給制度)

第4条 利子補給制度の対象工事は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による公告の日現在に当該区域の中に存在し、かつ、この要綱の支援による工事を行っていない居住用の建築物において、当該公告の日から起算して3年以内に完了する次の工事（以下「水洗便所改造等工事」という。）とする。

- (1) 排水設備等を新設する工事及びその付帯工事
  - (2) くみ取り便所を水洗便所（公共下水道に連結されたものに限る。）に改造する工事及びその付帯工事
- 2 利子補給の額は、次の要件により借り入れした額（以下「借入額」という。）に対する利子及び保証料の全額とする。ただし、償還期日を経過した場合における延滞加算金については、借入者の負担とする。
- (1) 借入額の上限等 別表のとおり
  - (2) 償還期間 借入をした日の属する月の翌月から起算して60カ月以内
  - (3) 償還方法 元金均等月賦償還（ただし、一括繰上げ償還することができる。）

### (助成金制度)

第5条 前条第1項の規定は、助成金制度の対象工事に準用する。この場合において、同条第1項中「利子補給制度の対象工事」とあるのは「助成金制度の対象工事」と、「居住用の建築物」とあるのは「自己の居住用の建築物」と読み替えるものとする。

- 2 助成金の額は、水洗便所改造等工事の工事費（ただし、上限は100万円とする。）

に、高齢者世帯（同居している者全員が65歳以上又は18歳未満の世帯をいう。以下同じ。）にあつては0.12を、一般世帯（高齢者世帯以外の世帯をいう。以下同じ。）にあつては0.08を乗じて得た金額以内の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（申請等）

第6条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造等工事支援申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 水洗便所改造等工事をする場所の付近見取図
- (2) 利子補給制度にあつては、申請者の住民票の写し。助成金制度にあつては、同居する者全員の住民票の写し。
- (3) 町税の納税証明書
- (4) 水洗便所改造等工事の工事費見積書及び工事図面の写し
- (5) 建築物の所有者の同意を得た者にあつては当該建築物の所有者の同意書
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受領した場合においては、遅滞なく、支援の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（工事着手の時期）

第7条 申請者は、利子補給制度の申請にあつては金融機関の融資の決定前に、助成金制度の申請にあつては支援の決定前に、工事に着手してはならない。ただし、助成金制度の申請の場合において、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（支援の辞退）

第8条 前条第2項の規定による支援の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、前条第1項の申請書の提出後に、当該申請を辞退しようとするときは、水洗便所改造等工事支援辞退届（様式第2号）により町長に届け出なければならない。

（助成金の申請内容の変更）

第9条 助成金制度の支援決定者は、支援の決定後に、工事費の変更（増額となる場合を除く。）があつたときは、水洗便所改造等工事支援（助成金制度）変更申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の水洗便所改造等工事の工事費見積書及び工事図面の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受領した場合においては、遅滞なく、助成金の額を決定し、申請者に通知するものとする。

（水洗便所改造等工事の検査）

第10条 支援決定者は、水洗便所改造等工事が完了したときは、水洗便所改造等工事完

了届（様式第4号）により町長に届け出て、町長の検査を受けなければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 完工図
- (2) 施工過程を明らかにする写真
- (3) 助成金制度の支援決定者にあつては、工事費の領収書の写し
- (4) その他町長が定める図書

2 町長は、前項の検査をした場合において、当該工事が完了したと認めるときは、支援決定者に対して水洗便所改造等工事検査済証（様式第5号）を交付するものとする。

#### （支援の実施）

第11条 町長は、支援決定者が、前条第1項の検査に合格したときは、支援を実施する。ただし、利子の補給は、借入者が借入を行った指定金融機関に対し、支払うことにより行うものとする。

#### （支援の決定の取消し等）

第12条 町長は、支援の決定を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、支援の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 支援の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で支援の決定を受けたとき。
- (3) 指定金融機関から利子補給に係る借入の取消を受けたとき。
- (4) その他町長が支援を不相当と認めるとき。

#### （助成金等の返還）

第13条 町長は、前条の規定により支援の決定を取消した場合において、当該取消にかかる部分についてすでに支援を行っているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

### 附 則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

#### 別表

区分	借入金の額
自己居住用の住宅	水洗便所改造等工事の工事費（ただし、上限は100万円とする。）に1.0を乗じて得た額
アパート・貸家等	水洗便所改造等工事の工事費（ただし、1戸あたりの上限は100万円とする。）に0.6を乗じて得た額（ただし、上限は300万円とする。）

備考 借入金の額は、10万円以上1万円単位とする。